



埼玉県報

第365号
令和4年(2022年)
11月22日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県医師育成奨学金貸与条例第3条第1項第2号イに基づく知事が指定する県外の大学の告示（医療人材課）
- 豊野用排水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 越谷都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（自動車税事務所）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の区域変更（川越県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 住民監査請求に係る監査結果の公表（監査第一課）

正誤

- 埼玉県告示第1126号中訂正（みどり自然課）
- 埼玉県告示第1127号中訂正（みどり自然課）
- 埼玉県告示第1137号中訂正（みどり自然課）

告 示

埼玉県告示第千二百四十七号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）第三条第一項第二号イの知事が指定する県外の大学を次のとおり指定したので、告示する。

令和四年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

指定した大学の名称

北里大学、東京医科大学及び東京医科歯科大学

告示

埼玉県告示第千二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和四年十一月十七日認可した。

令和四年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

豊野用排水土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県春日部市

告 示

埼玉県告示第千二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和四年関東地方整備局告示第三百十号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和四年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

三 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画画道路事業三・三・三号浦和野田線

四 事業施行期間

令和四年十一月十八日から令和十四年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県越谷市大字南荻島字戸井、大字南荻島字左敷田、神明町二丁目、大字大房字下川戸、北越谷三丁目、北越谷四丁目及び北越谷五丁目地内

ロ 使用の部分

埼玉県越谷市大字南荻島字左敷田、神明町二丁目及び大字大房字下川戸地内

告示

埼玉県自動車税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和四年十一月二十二日

埼玉県自動車税事務所長 根岸 幹一郎

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社かまや川口サービス	代表取締役 中山 桂一	埼玉県川口市朝日三丁目一番二十一号	令和四年十月八日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたまふじみ野所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
五地先まで	ふじみ野市大井武蔵野一三一 四番四地先から入間郡三芳町 大字上富字八軒家二〇五五番	区 間
九・七七ゝ 一四・五四	七・七一ゝ 九・一三	敷地の幅員 (メートル)
一九五・五九		延長 (メートル)
さいたまふじみ野所沢線歩道拡幅 事業による		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十七年六月三十日第九号、平成二十一年五月二十日第二号、平成二十三年二月十日第十三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和四年十一月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島

勝

					第三号	取消番号
					建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定の取消し に係る 道路の種類
					令和四年十一月 十六日	指定の取消し の 年 月 日
					埼玉県入間市豊岡四丁目八百六十八番一先から 埼玉県入間市豊岡四丁目八百六十一番八先まで	指定の取消しに係る道路の位置
					埼玉県入間市豊岡四丁目八百五十八番四先から 埼玉県入間市豊岡四丁目八百五十二番三先まで	指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
					埼玉県入間市豊岡四丁目八百四十一番五先から 埼玉県入間市豊岡四丁目八百五十一番十二先ま で	指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)
					埼玉県入間市豊岡四丁目八百六十番四先から埼 玉県入間市豊岡四丁目八百五十九番七先まで	
					四十六・五	十二・〇
					八十一・〇	十二・〇
					五十・六	十二・〇
					八十八・五	十二・〇

告 示

埼玉県選挙管告示第七十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和四年十一月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和四年十一月二十四日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法第二百四十二条第五項（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和四年十一月二十二日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真 一 郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

埼玉県職員措置請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人

蓮田市	辻 忠男
さいたま市大宮区	菅井 益郎
さいたま市桜区	武内 暁
さいたま市浦和区	荒畑 正子
さいたま市見沼区	石垣 敏夫

2 請求書の受付

本件請求の受付（受理）日は、令和4年9月21日である。

3 請求の内容（原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。）

（1）請求の要旨

ア 請求の対象者

埼玉県知事 大野元裕

（請求書では、知事と「埼玉県警察本部長 鈴木基之」に関する措置請求であったが、警察本部の支出等に関する権限は知事に属するため、請求の対象者は全て知事である。）

イ 請求の要旨

本年9月27日に日本武道館で行われる安倍晋三氏の「国葬」に、埼玉県知事大野元裕は出席する旨を9月6日の定例記者会見で述べた。知事の出席となれば、公用車の経費、随行する秘書課職員の人件費、運転手の人件費並びにガソリン代が県費から支出される。

また埼玉県警は、「国葬」の警備に職員を多数派遣する予定と聞く。多数の警備車両を県内から都内に移動させ、要人の警護に当たるといふ。この「国葬」の警備に当たる県警職員の人件費並びに車両の運搬費、ガソリン代も県費から支出される。

安倍晋三氏の「国葬」をめぐることは、閣議決定だけでこれを執り行うと決めた経緯が法的根拠を欠くとして、全国から反対の声が上がっている。また、さいたま地裁を始め各地で「国葬」差し止めの仮処分命令申立て並びに訴訟が提起されている。

今社会を見るに、新型コロナ感染や経済苦の中で、多くの県民が生活に困窮し、失職に至った人も多数見られる。こうした中で、違法な「国葬」のために知事の移動費や県警の警備費用を県費から支出することは、到底承服できないとの声が広がっている。

地方財政法第4条に「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」と規定している。今回の違法「国葬」への知事の参加、並びに県警職員派遣は、到底県民の同意を得られるものではなく、かつ違法な県費浪費であり、上記規定に抵触すると考える。

安倍晋三氏に関しては、旧統一教会との繋がりが明らかとなり、また生前の政治姿

勢をめぐり特定秘密保護法や共謀罪法の制定や、集団的自衛権の憲法解釈をゆがめたりしたこと、森友学園問題や加計学園問題で批判された事実、桜を見る会前夜祭の費用補填問題などいまだ多くの疑惑に包まれているのである。その観点から「国葬」に値する人物かという疑問の声が多数起こっている。こうした人物の葬儀に県費を使うことは浪費であり、県民として到底看過できない。

旧憲法下の国葬令は、1947年12月31日に既に失効しており、内閣府設置法を根拠に閣議決定で安倍晋三氏の国葬を行うことは、違法性が高いとの意見が法律の専門家からも多数出ている。閣議決定だけで、司法・立法・行政の3権の合意を得ていない点、そして何よりも国民の理解を得ていない点が問題であるとの指摘がある。

(2) 請求する措置の内容

以上から、県民の合意なき国葬への県費からの知事並びに県警職員の派遣費用の支出の差し止めを求め、地方財政法、地方自治法に準拠し、本請求を提起する次第である。

事実証明書

- 1、本件を報じた新聞記事の写し

第2 請求の要件審査

令和4年9月22日、監査委員会議を開催し、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

故安倍晋三国葬儀（以下「本件国葬儀」という。）への知事出席及び県警職員派遣に要する県費の支出が、違法又は不当な財務会計行為に当たるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

秘書課

出納総務課

警察本部会計課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年10月19日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出及び陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第8項の規定に基づき、秘書課、出納総務課及び警察本部会計課の職員が立ち会った。

また、同日、秘書課、出納総務課及び警察本部会計課の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

- ア 葬儀は個人的なものであり、その個人的なものを国葬と称して実施するのには問題

がある。故人との関係が深い方が死を悼んで行うのが本来の趣旨であり、国葬とするからにはそれなりの理由がなければならない。国葬については戦後廃止され、今後行わないということになった。民主主義の下、国家が個人を特別扱いするのは問題がある。

イ 今回の国葬は閣議決定のみで実施されてしまった。国葬に法的根拠がない中で、国民主権の現憲法の下で、国民の代表である国会の同意を求めなかったことは、本当に容認できることではない。国会の軽視というのは、国民の軽視でもある。

ウ 国葬には、反対や賛成の意見がある。シール投票を行ったところ、国葬反対229、賛成14であった。これが全部の意見を表しているとは思わないが、国葬はおかしいと思っている人が圧倒的に多かった。

県民代表としての県知事等が、国から案内が来たからといって参加するのには問題がある。埼玉県は730万人の県民の総意を踏みにじって、一方的に安倍元総理を評価して国葬に出席したのであればおかしい。国が決めたことだから従うということを主張していたが、全国では6人の知事が参加していない。地方自治を預かる身としての独自の判断があっても良かったのではないか。主権者の声、主権者の要求を生かしていくのが政治、地方自治であるから、そういう意味で今回の対応はおかしい。

エ 大野知事は、「安倍元首相は長期政権を担って、外交的に大きな成果を上げた。」と言っているが、これは本当にそうなのか議論が分かれる。

安倍元首相の政治的な手腕の背後に、旧統一教会と密接な関係があった。そういう人を国民全体が認めるのかどうかという問題がある。

また、内政的に目覚ましい成果を上げたのかというと、これも議論が分かれるところである。現在まで至る経済的困難もある。これはうまくいったのか。それについては非常に否定的である。

さらに、大野知事は、「外交的に成果を上げ、それについて評価する。」と言っているが、具体的にどういう成果を上げたのか。北方領土問題、北朝鮮の拉致問題、中国との関係について、目覚ましい成果を上げたとは思えないが、大野知事は「目覚ましい成果を上げた。」と言っている。

オ 国、県は財政難である。そうした中、国葬に参加するために知事、職員は公費で行く。当然参加にあたっての県からの支出もある。さらに、警備等で県警の経費負担もある。県知事等の参加経費、県警の国葬に関係する経費等を、県の財政から支出することは納得できない。

(2) 秘書課の陳述の要旨

一つ目は、本件国葬儀への知事の出席についてである。この度の故安倍晋三国葬儀は、平成4年7月22日に閣議決定により実施が決定され、内閣総理大臣を葬儀委員長として令和4年9月7日に日本武道館で行われた。本件国葬儀は国が公の行事として実施したものであり、知事に対して全国知事会を通じて出席の要請があったものである。国の行事へ知事としての出席を求められる場合には、知事は公務として出席している。よって、公務として出席したことは適当であると考えます。

二つ目は支出する公費についてである。知事の公務に当たっては、秘書課職員が知事

の秘書事務を行う必要がある。本件国葬儀の当日、知事の出席に当たって秘書課の職員が1名随行した。また、当日の随行秘書の業務終了時刻は19時30分であった。このため、知事の国葬儀出席に伴って秘書課が支出する経費については、随行秘書の旅費及び時間外勤務手当となる。それらは、職員の旅費に関する条例及び職員の給与に関する条例に基づき支出される。当該支出は知事が国葬に出席するために要した必要かつ最小の限度の経費であり、請求人が主張する地方財政法第4条に抵触するものではないと考える。

(3) 出納総務課の陳述の要旨

公用車の経費、運転手の人件費並びにガソリン代等について説明する。

出納総務課では知事が公務により出張となった場合、公用車を準備してその運行を行っている。本件国葬儀出席に関する公用車費用の定義は、移動にかかるガソリン代、高速道路料金、運転職員の旅費及び時間外手当である。これら経費については公務を執行する上で必要かつ最小の限度の範囲内で支払を行うものであり、よって、請求人の主張する地方財政法第4条に抵触するものではないと考える。

(4) 警察本部会計課の陳述の要旨

本件国葬儀の執行に伴う警視庁への本県警察職員の派遣については、埼玉県公安委員会によって警察法第60条に基づく東京都公安委員会からの援助要求を受け、その理由、派遣期間、人員、予定されている任務等の説明を行い、公安委員会の審議の結果職員を派遣することが適切と判断され、要求された人員を派遣した。このような手続きを経て職員を派遣しており、違法性は認められないことから、派遣に要した費用については各種規程に基づき適正に支出している。

なお、本件国葬儀の違法性の有無については、実施主体が国であり、県警察として判断する立場ではないため、判断は差し控える。

4 実地監査

秘書課から、本件国葬儀に係る知事の出席について、本件国葬儀の案内状の提出などを受け、知事及び職員の旅費及び時間外手当の支出などの事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについての監査を行った。

出納総務課から、本件国葬儀に係る配車に関する規定及び運用の説明を受け、職員の旅費、時間外手当、ガソリン代及び高速道路通行料の支出などの事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについての監査を行った。

警察本部会計課から、本件国葬儀に係る警察職員派遣に関して、警察法に基づく派遣要請等の説明を受け、職員の旅費、時間外手当、ガソリン代及び高速道路通行料の支出などの事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについての監査を行った。

第4 監査の結果

本件請求については、理由がないものと判断し、棄却する。

以下、事実関係、監査対象事項等に対する判断について述べる。

1 本件国葬儀への知事出席に要する県費の支出について

(1) 事実関係

監査対象事項について、関係する法律、条例、規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

ア 本件国葬儀への知事の出席について

本件国葬儀に関する知事宛の案内状は、全国知事会を通じて9月9日に配布され、全国知事会を担当する企画総務課が、知事の日程を確認の上、9月12日に知事本人の了解を得て、9月14日に全国知事会宛「出席」の回答をした。

イ 本件国葬儀（9月27日）当日の行程等について

本件国葬儀当日は、9時30分に公用車で県庁を出発し、11時前に都道府県会館に到着した。都道府県会館と本件国葬儀会場である日本武道館の往復は、主催者が用意したバスを利用した。17時過ぎに公用車で都道府県会館を出発し、19時30分頃、県庁に帰着した。

ウ 県費の支出について

知事の本件国葬儀出席に伴い見込まれる県費の支出は以下のとおりである。

(ア) 秘書課

随行秘書の旅費（旅行雑費）及び時間外勤務手当（2時間15分）

(イ) 出納総務課

運転職員の旅費（旅行雑費）及び時間外勤務手当（3時間）

ガソリン代（試算額で2千円弱）及び首都高速通行料（1,010円）

※ 時間外勤務手当の相当時間が異なるのは、運転職員は帰庁後に車両の点検及び清掃を行ったため

※ 首都高速は、復路が交通規制のため利用できず往路のみ利用

(2) 監査対象事項に対する判断

ア 本件国葬儀への知事の出席について

請求人は、本件国葬儀に知事が参加することは県民の同意が得られず、本件国葬儀参加に伴う県費の支出は、地方財政法第4条に規定する「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」に抵触し違法だと主張する。

本件国葬儀に関しては、県は、合法違法あるいは妥当不当を判断する立場にない。国の行事について出席要請があり、通常の儀礼の範囲で弔意を示すことは、地方公共団体の長である知事の裁量の範囲であり、知事が本件国葬儀に出席することは違法又は不当であるとは認められない。

イ 県費の支出について

本件国葬儀への知事出席に要する県費の支出は、随行秘書及び運転職員の旅費及び時間外勤務手当並びに公用車のガソリン代及び首都高速通行料である。

いずれの支出も、知事が本件国葬儀に出席するための合理的かつ最小の経費であり、違法又は不当であるとは認められない。

2 本件国葬儀への警察職員派遣に要する県費の支出について

(1) 事実関係

監査対象事項について、関係する法律、条例、規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

ア 本件国葬儀への警察職員の派遣について

本件国葬儀の執行に伴う警視庁への本県警察職員の派遣については、警察法第60条に基づく東京都公安委員会からの援助の要求を受け、埼玉県警察本部がその理由、派遣期間・人員、予定されている任務等について、埼玉県公安委員会に説明を行い、審議の結果、職員を派遣することが適切と判断し要求の受入れが決定され、要求された人員を派遣した。

イ 県費の支出について

(ア) 旅費

警備出動の旅費は国費から支弁されるので県費の支出はない。

(イ) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、全て県費として支出する。

(ウ) 車両運搬費（何らかの経費）

下記（エ）（オ）のとおり。

(エ) ガソリン代

都内までの往復ないし都内における移動に要したガソリン代が発生した。

(オ) 首都高通行料

高速道路を利用した場合は、高速道路通行料が発生する。

(カ) その他

条例に基づく警衛警護業務手当があり、本件にも適用される。

(2) 監査対象事項に対する判断

ア 本件国葬儀への警察職員の派遣について

請求人は、本件国葬儀へ警察職員を派遣することは県民の同意が得られず、本件国葬儀参加に伴う県費の支出は、地方財政法第4条に規定する「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」に抵触し違法だと主張する。

本件国葬儀に関しては、県は、合法違法あるいは妥当不当を判断する立場にない。また、警察法第60条の規定に基づき、東京都公安委員会から援助の要求を受け、埼玉県公安委員会が派遣を決定したことは、法に基づく正当な裁量の行使であり、本件国葬儀へ警察職員を派遣することが違法又は不当であるとは認められない。

イ 県費の支出について

本件国葬儀への警察職員派遣に要する県費の支出は、時間外勤務手当、警衛警護業務手当、公用車のガソリン代及び高速道路通行料である。

いずれの支出も、本件国葬儀への警察職員を派遣するための合理的かつ最小の経費であり、違法又は不当であるとは認められない。

以上

資料

埼玉県職員措置請求書（請求書の本文を記載）

事実証明書（資料名を記載、内容は略）

1、本件を報じた新聞記事の写し

以下の事実証明書は、陳述時に提出があった。

1、本件を報じた新聞記事の写し

2、公文書部分開示決定通知書の写し（秘書課分及び出納総務課分）

3、公文書開示決定等期間延長通知書の写し（警察本部分）

4、キリバス共和国大使館宛 安倍晋三元内閣総理大臣の国葬への弔問辞退を
求める要請書の写し

正 誤

埼玉県告示第千二百二十六号（令和四年十月二十五日第三百五十七号）中訂正

ページ 行

一 前から九

誤

平成十四年埼玉県告示第千九百六十四号

正

平成十八年埼玉県告示第千八百四十九号

正 誤

埼玉県告示第千二百二十七号（令和四年十月二十五日第三百五十七号）中訂正

ページ 行

一 前から九

誤

平成十七年埼玉県告示第千二百二十一号

正

平成二十七年埼玉県告示第千二百三十二号

正 誤

埼玉県告示第千百三十七号（令和四年十月二十五日第三百五十七号）中訂正

ページ 行

一 前から九

誤

平成十四年埼玉県告示第千九百五十二号

正

平成二十六年埼玉県告示第千四百十九号